

和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業 募集要領

公表日 令和8年9月15日
(2026年)

1 目的

和歌山市（以下「本市」という。）は、国の脱炭素先行地域に選定された「全国の空洞化都市に先駆ける“和歌山市モデル”～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～（以下、「計画」という。）」において、2030年度までに先行地域内対象施設の電力使用に伴うCO2排出実質ゼロをめざしている。

計画では、本市が所有する公共施設の駐車場等や民間施設の屋上等の遊休スペースに設置した太陽光発電設備等で発電した電力のうち余剰となる電力を先行地域内対象施設に供給するとともに、供給に伴い得られた収益からまちなか再生に向けた支援を行う。

本事業では、公共施設の駐車場等にP P Aにより太陽光発電設備を導入し、その余剰電力を提供する事業者を募集する。

2 事業の概要

(1) 事業名称

和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業

(2) 業務内容

公共施設の駐車場等へのP P Aによる太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む）、付帯設備及び蓄電池（以下「設備」という。）の設置。なお、計画では主としてソーラーカーポートの設置を見込んでいる。

なお、本事業の詳細は、別紙「和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業 仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照し、候補施設については、別紙「候補施設一覧」（以下、「候補施設」という。）を参照すること。候補施設の全てについて提案を行うこと。

(3) 履行期間

協定締結から設備の撤去又は無償譲渡までを事業期間とする。設備の運用期間は、運転開始日から最短17年間、最長20年間とする。

設備導入期間は、令和8年度から令和11年度に実施するものとする。

ただし、「3 提案限度額（3）」の和歌山市脱炭素先行地域公共施設再エネ設備等導入補助金（以下、「市補助金」という。）を活用する場合、各年度の交付限度額を上限額とする。

(4) 業務担当課

和歌山市市民環境局環境部脱炭素社会推進課（和歌山市役所本庁舎6階）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

電話：073-435-1368 FAX：073-435-1366

メールアドレス：datsutanso@city.wakayama.lg.jp

3 提案限度額（サービス料）

- (1) 提案の際は、P P Aサービス料の単価（円／k W h）及び、事業期間内の総額（消費税及び地方消費税を含む。）を示し、提案限度額の算出については別紙1「候補施設一覧」を参照すること。

- (2) 本事業に対し、市補助金を活用する場合は、市補助金の交付要綱に基づき、工事費の内訳と併せて交付額を試算し、交付額相当分をP P Aサービス料から控除した上で見積もること。
- (3) 市補助金を活用する場合、市補助金の交付要綱と併せて、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。）及び同実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203301号。）（以下、これらを合わせて「国交付金交付要綱等」という。）の対象設備、交付要件、交付率、FAQ等及び和歌山市脱炭素先行地域計画を参照し、各年度の交付限度額等をよく確認して提案を行うこと。

交付限度額（千円）				
設備区分	令和8年度 計画額	令和9年度 計画額	令和10年度 計画額	令和11年度 計画額
太陽光発電設備	111,895	316,865	357,166	122,309
蓄電池				

交付限度額の計画額は、市の予算範囲内で、変更となる可能性があります。

4 スケジュール

- (1) 本プロポーザル及び事業のスケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに本市ホームページにて公表するものとする。

項目	期日等
募集要領等の公表	令和8年9月15日（火）
施設見学申込期間	令和8年9月15日（火）から令和8年9月29日（火）16時30分まで
施設見学日	令和8年 10月5日（月）、10月6日（火）、10月7日（水）、 10月8日（木）（予定）
参加資格確認申請書提出期限	令和8年10月14日（水）16時30分まで
資料貸与及び閲覧の申込・受付期間	参加資格確認以降から令和8年11月9日（月）16時30分まで
参加資格確認通知書の送付	令和8年10月19日（月）（予定）
質問受付期間（回答は随時）	令和8年11月9日（月）16時30分まで
企画提案書等の提出	令和8年11月17日（火）16時30分まで
審査会（プレゼンテーション）	令和8年11月下旬（予定）
審査結果の通知・公表	令和8年12月上旬（予定）
協定の締結	令和8年12月上旬以降（予定）
現地調査等詳細確認	令和9年 1月（予定）

設置工事着手	令和9年 1月（予定）
--------	-------------

（２）施設見学

見学期間に各施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、見学申込期間中に様式9を作成の上、E-mailの添付ファイルとして上記2（4）宛てに送信すること。

見学日については、見学候補日の中から調整し、別途通知する。

なお、施設見学後に生じた質問については、以下8と同様とする。

5 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業による参加の場合は、次に掲げる

（１）から（１０）の要件を全て満たす者であること。

共同企業体または複数の企業で参加する場合は、（１０）の要件を満たす者であること。

（１）日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

（２）企画提案書に基づく太陽光発電設備整備事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

（３）次のいずれにも該当しないこと。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。

（４）次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

（５）募集要領の公表日から事業実施候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（６）前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

（７）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

- (8) 事業受注実績（令和２年度から令和７年度までの期間において、本事業と類似の受注実績が２件以上）を有すること。なお、実績は公共事業に限らない。
- (9) 本事業を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。
 - ア 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士
 - イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- (10) 共同企業体または複数企業で参加をする場合は、次の要件を満たしていること。
 - ア 共同企業体または複数企業で参加する場合は三者以内で構成されていること。
 - イ 複数の企業で参加する場合は、代表企業が申込み者であること。
 - ウ 構成企業が、単独企業として参加資格を申請していないこと及び他の共同企業体もしくは複数企業の構成企業として重複して申請していないこと。
 - エ 構成企業の全てが、上記（１）から（７）の要件を満たしていること。
 - オ 上記（８）及び（９）の要件については、それぞれ１者以上が満たしていること。

6 提供資料

次の資料を提供するものとする。（１）から（３）は本市ホームページでデータを公開し、（４）から（９）は、「７ 候補施設の資料の閲覧及び貸与」の記載に従って閲覧及び貸与の申込をすること。

- (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）計画書
- (2) 和歌山市脱炭素先行地域公共施設再エネ設備等導入補助金交付要綱
- (3) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び実施要領
- (4) 候補施設の令和７年４月分から令和８年３月分までの電力使用量
- (5) ３０分デマンド値（提供可能な場合）
- (6) 配置図
- (7) 平面図
- (8) 立面図
- (9) 構造計画書等（提供可能な場合）

上記（４）～（９）について、一部施設を除く。

7 候補施設の資料の閲覧及び貸与

本提案公募に参加を希望する者（参加資格確認申請書を提出した者）で、参加資格があると本市が認めた者に対し、候補施設の資料データ（平面図、立面図、構造計算書等）の閲覧及び貸与を希望する者は、以下の手続きにより、資料の閲覧及び電子媒体（電子メール又はＤＶＤ－Ｒ）にてデータの貸与を受けることができる。

(1) 閲覧及び貸与の申込について

閲覧及び貸与希望日（下記（２）の受取期間内に限る。）の前日までに、メールにて閲覧及び貸与希望日を記載し「２ 事業の概要（４）」の業務担当課まで申込をすること。

その際タイトルは、「【企業名】和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業公募に関する資料の閲覧及び貸与の申込」とするとともに、誓約書（様式１０－１）をＰＤＦファイルに変換した上で添付すること。

なお、資料の貸与は1事業者につき、1回限りとする。

(2) 資料の閲覧について

上記(1)で申し込んだ閲覧希望日における閲覧方法は、次のとおりとする。

ア 閲覧場所：和歌山市役所本庁舎6階 脱炭素社会推進課内

イ 閲覧時間：9時から16時30分まで

ウ 資料の複写及び持出しは不可とする。ただし、閲覧者が持参した機器によるスキャン及び写真撮影は可能とし、取得データは貸与された資料とする。

(3) 貸与資料について

上記(1)で申し込み後、電子媒体（電子メール又はDVD-R）にてデータで提供するものとする。

(4) 資料の貸与期限について

資料の貸与は、令和8年11月17日（火）までとする。ただし、企画提案書を提出する場合に限り、「12 プレゼンテーション審査」により実施するプレゼンテーションの当日まで貸与可とする。

(5) 貸与資料の返却について

持参又は郵送（簡易書留に限る）によりDVD-Rを担当課まで返却すること。ただし、持参の場合は、閉庁日を除く各日9時から16時30分までとし、送付の場合は上記(4)の期間内に必着とする。

下記(7)のとおり、合わせて確認書（様式10-2）をPDFファイルに変換した上でメールにて「2 事業の概要（4）」の業務担当課まで提出すること。

(6) 貸与された資料を適切に保管するとともに、貸与資料及びそれにより知り得た情報について、開示、発表、公開、利用、複写、漏えい及び本業務目的以外での使用をしない旨、並びに貸与資料の返却までに事業者内で活用した貸与資料は適切にデータ消去し廃棄する旨の誓約書（様式10-1）を、貸与の申込時に提出すること。

(7) DVD-Rの返却とともに、事業者内で活用した貸与資料は漏えいや持ち出し等外部への流出はなく、適切にデータ消去し廃棄したことを責任者が確認した旨を証する確認書（様式10-2）を提出すること。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（様式7）に質問事項を記載の上、次のとおり提出すること。ただし、質疑は企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭による質疑は受け付けない。

(1) 質問方法

質問書（様式7）を作成の上、E-mailの添付ファイルとして送信すること。メール件名には「和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業質問_送信年月日（西暦8桁）：代表事業者名」を入力すること。送信後、電話にてメールの着信を確認すること。（ただし、電話及び口頭（窓口）による質問は受け付けない。）

(2) 質問の宛先

上記2(4)に同じ。

(3) 質問受付期間

令和8年9月14日（月）から11月9日（月）16時30分まで（必着）

(4) 質問の回答

質問及び回答は、質問者を特定することができないようにした上で、本市ホームページにて随時公表し、個別での回答は行わない。ただし、質問者の特殊な技術、経営能力等に関わり、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあると市が判断したものは公表しない。

(5) その他

ア 質問の回答が、募集要領を始めとする本プロポーザルに関する文書に記載のない事項を補完するものや記載事項を修正する内容であった場合、回答した時点で、本プロポーザルに関する文書の追記又は修正とする。

イ 受付期限までに到着しなかった質問票については回答しない。

9 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出資料

本提案公募に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加希望者の負担とする。

(1) 提出書類（共同企業体もしくは複数の企業で参加する場合は代表企業がまとめて提出すること。）

ア プロポーザル参加資格確認申請書（単独企業の場合：様式1、共同提案の場合：様式1-2）

イ 「5 参加資格要件（4）」に示す確認書類

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件に係る申請書及び確認資料の提出日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

本市が賦課徴収する市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」（様式2）を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、納税証明書の様式その3の3を提出すること。なお、当該証明書については、本件に係る申請書及び確認資料の提出日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 会社概要（様式3 複数企業で参加の場合は構成員ごとに作成）

エ 履歴事項全部証明書

本件に係る申請書及び確認資料の提出日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

オ 過去5年分の貸借対照表及び損益計算書

カ 「5 参加資格要件（8）」に係る実績を有することを証する書類（契約書の写し等）（様式8）

キ 「5 参加資格要件（9）」を証明する書類（様式4）

ク 役員等調書及び照会承諾書（様式5）

ケ 委任状及び使用印鑑届出書（様式6 委任状は受任者を設けない場合、記入不要）

(2) 提出部数：1部

- (3) 提出期限：令和８年１０月１４日（水）まで（必着）
- (4) 提出場所：「２ 事業の概要（４）」の業務担当課
- (5) 提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る）により提出すること。ただし、持参の場合は、
閉庁日を除く各日午前９時から午後４時３０分までとし、送付の場合は上記（
３）の期間内に必着とする。

１０ プロポーザル参加資格の通知

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果をE-mailにて送付する。

送付予定日 令和８年１０月１９日（月）

参加を取りやめる場合は、辞退届（様式１３）を提出すること。

１１ 企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた者は、別紙「仕様書」及び「６ 提供資料」の内容を踏まえ、次のとおり企画提案書を作成し、提出すること。

提案書の様式は任意（様式の指定がある項目は、指定の様式により作成すること。）とするが、記載する順番及び記載内容は下記（１）提案内容に準じ、表紙を作成すること。

なお、提出期限までに提出がなかった場合は、参加を辞退したものとする。

（１）提案内容

ア 提案額（様式１１）

見積もった金額等を記載すること。

イ 提案事項等

市補助金を活用する場合、市補助金の交付要件と併せて、国交付金の対象設備、交付要件、交付率、FAQ及び和歌山市脱炭素先行地域計画を参照し、交付対象要件、限度額等を考慮した提案とすること。

No.	提案事項	記載内容・方法等
1	実施方針	提案の基本方針・事業概要及び特徴等を記載すること。設備の平常時システムの構成図を記載すること。
2	施設ごとの太陽光発電設備の容量	様式１２により、候補施設ごとの総容量を記載すること。なお、自家消費率については、年間想定自家消費量/年間想定発電量（％）で算出し、施設全体の平均値も表すこと。 各施設の太陽光発電設備の容量は、調査結果や発電シミュレーションから適宜精査し、可能な限り多くの設備容量とすること。
3	施設ごとの蓄電池の容量（蓄電池の設置を検討する施設に限る）	候補施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh）を検討すること。）を記載すること。非常時に使用可能な設備容量を考慮した上で提案すること。設置場所を提案すること。

4	施設ごとの自家消費率	候補施設における発電電力及び想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、施設の自家消費電力量（kWh）及び余剰電力の効率が最大となる考え方を示すこと。
5	温室効果ガス排出削減量	候補施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は0.416kg-CO2/kWhを使用すること。
6	施設ごとのPPA単価、想定年額	様式12により単価、想定される年額、事業期間総額を記載すること。なお、一定の単価（円/kWh）とし、季別、月別又は時間帯別に異なる単価の設定は行わないものとする。 提案単価は事業期間中一定とし、本事業において想定される施設ごとの電気料金について、市が設定する価格を上限額とする。 提案価格は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。上限額は、参加資格があると認めた者に対し、交付する。
7	PPA期間	様式12により最長20年で提案すること。
8	工事費用（対象経費、対象外経費）	工事費用の見積りのほか、市補助金を活用する場合は、市補助金の対象経費、対象外経費の別及び間接交付額も示すこと。
9	太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む。）、付帯設備及び蓄電池の設備仕様及び設置方法	陸屋根、勾配屋根別で、使用する架台の種類等とパネルのメーカー、型番、耐風圧計算、防水処理など（個別の施設を想定したものではなく、代表的な例として）を示すこと。 また、構造計算書のない施設について、設置の考え方を示すこと。設置する提案の場合は、安全性の確認方法を提案し、設備の容量（提案事項No1）はそれに則って提案すること。 設置場所、設置方法、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
10	工事スケジュール	「2（3）履行期間」を確認の上、任意の方法で示すこと。
11	PPAサービスの開始時期	工事完了からサービス開始のタイミングについての考え方を示すこと。 ・原則、一律翌年度4月から（工事終了からサービス開始までの発電電力は無償提供） ・工事終了の翌月から 等
12	事業者の財務状況及び実績	本事業を実施・継続できる健全な財務状況であることを、過去5期分の経常利益、自己資本比率を含めて記載し、示すこと。 実施規模、工事内容、契約先等官民間問わず、本事業と類似する事業の実績について記載すること。実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。
13	事業実施体制	事業実施体制図

		工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制図（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等、実施体制） 事業者の経営状況（直近の5年間） 貸借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画 故障、緊急時の対応体制図 事業実施中のリスクに対する対策 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。 事業実施に関する保証 設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容 事業者が破綻した場合の処理の枠組を示すとともに、万一、実際に破綻した場合であっても、本市の追加負担無しに、設備が撤去できる仕組み（第3者機関における撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等）を構築すること。 工事の実施とサービス開始後の体制、事業の実施に係る役割分担、担当者、担当者の保有する資格や主な実績を示すこと。
14	不具合の確認方法とサポート体制	サービス開始後の機器のトラブルへの対応、故障の場合、現地到着までの時間などを示すこと。
15	機器や部材の調達方法	入荷不能による工期遅れが生じないように取る体制やこれまでに実施した工夫等を示すこと。
16	市内事業者活用の考え方	工事やサービス開始後のどのような場面で、どのような市内事業者と連携し事業を実施するか、何社程度と連携する予定か等を示してください。
17	災害時の非常用電源としての活用	停電時の自立運転の操作や電力の活用方法（非常用配線例など）を示すこと。
18	事業実施中のリスク対応	天候不順の場合、機器の故障、公共施設の利用率低下など想定し得る例を示し、対応を記載すること。
19	発電量の計測方法（表示の有無）	計測機器やデータ管理、発電・蓄電量の表示の有無等を示すこと。
20	余剰電力について	太陽光発電設備で発電した総発電量のうち、余剰電力量及び発電量に対する余剰電力率を候補施設ごとに算出すること。

		余剰電力が生じた場合のアグリゲーターとの連携について示すこと。余剰電力の買取価格については、先に公募した「和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定」仕様書に記載のとおり、7円/kWh（税抜）とする。
21	独自提案	発電容量を稼ぐための工夫や余剰電力の地域活用など市の計画等に合致した独自の工夫を示すこと。

(2) 提出部数及び製本

ア 提出部数

原本1部（表紙に押印すること）、副本10部（表紙の押印不要）

イ 製本

1部ずつA4縦のフラットファイルに全ての提出書類を綴じ、提案事項のNoごとにインデックスを付した上で提出すること。A3横の資料を用いる場合は、片袖折りとする。

なお、フラットファイルに1冊に収まらない分量の企画提案書は認めない。

(3) 提出期限：令和8年11月17日（火）まで（必着）

(4) 提出場所：「2事業の概要（4）」の業務担当課

(5) 提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る）により提出すること。ただし、持参の場合は、
閉庁日を除く各日午前9時から午後4時30分までとし、送付の場合は上記（
3）の期間内に必着とする。

(6) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

(7) その他留意事項

ア 企画提案書の提出は、参加資格確認申請書の提出者1者につき1件のみとする。

イ 市は、企画提案書を提出する又は提出した事業者（以下「提案事業者」という。）に提案に関する追加資料を求めることができるものとする。

ウ 企画提案書の作成及び提案に必要な一切の費用は、提案事業者の負担とする。

エ 提出期限以降の差し替え、再提出は不可とする。

オ 受領した企画提案書及び添付書類は返却しない。

カ A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は片袖折りにして綴じること。

キ 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

ク 表紙をつけ、表題を記載すること。

ケ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

コ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

サ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は文字サイズ10.5pt以上に設定すること。

シ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること

ス 商号又は名称は原本の表紙にのみ記載することとし、その他の全ページにおいて、提案者を特定、識別できるような内容（商号、名称及び会社のロゴ等）は記載せず、専門的知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を用いるときは注釈を付けること。

1.2 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等を基に、審査委員による審査を行う。

(1) 実施内容：プレゼンテーションに20分、質疑応答に10分程度とする

なお、プレゼンテーション前後に5分ずつ準備・撤去の時間を設ける。

(2) 開催日時：令和8年11月下旬予定

(3) 開催場所：和歌山市役所本庁舎内（和歌山市七番丁23番地）

なお、詳細な日時等は、企画提案書提出者に別途電子メールにて通知する。

(4) 出席者：4人以内とし、本業務の管理技術者が必ず出席し、本業務を直接担当する者が説明を行うこと。

(5) 使用備品：企画提案説明で使用するパソコン等の機器は、提案事業者が用意すること。なお、スクリーン及びプロジェクター本体については本市で準備するものとする。

(6) その他：プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加の提案及び資料の配布は認められない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書等の内容に合致し、提案内容の理解を深める場合に限り使用を認める。

プレゼンテーションは非公開により実施する。

開催日時及び場所等については、変更する場合がある。

1.3 企画提案書等の審査

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを基に、審査委員による審査を行う。

(1) 評価基準及び配点

本プロポーザルは、次の評価基準に基づき評価する。

	評価項目	評価の視点	提案事項 No.	配点
①	実施方針	和歌山市脱炭素先行地域計画を推進可能な内容となっているか。	1	10
②	P P A 事業による太陽光発電設備および蓄電池の設備容量	自家消費率とのバランスが取れ、多くの施設において、多くの容量を設置できるか。 CO2 削減率は高いか	2, 3, 4, 5	40
③	P P A 料金	P P A 料金は抑えられているか。	6	25
④	工事費用	工事費用は妥当か。	7, 8	10
⑤	P P A による太陽光発電設備および蓄電池の設置方法	耐荷重、耐風圧など安全への配慮はなされているか。 防水層を破断することのない工法など、建物の防水機能の影響がないよう配慮はなされているか。	9	25
⑥	工事スケジュール等	工事スケジュールは無理なく施設運営への影響は最小限となっているか。	10, 11	10

⑦	実績	P P A 事業の実績は十分か。規模や事業実施数は充実しているか。	12	2 0
⑧	実施体制	実施体制は充実しているか。	13, 14, 17 , 18	2 0
⑨	市内事業者の活用	多くの市内事業者を積極的に活用するか。	15, 16	1 0
⑩	事業の充実度（工夫や配慮）	充実した事業内容となっているか。	19, 20, 21	3 0
計			2 0 0 点	

（２）事業者の決定基準

- ア 本プロポーザルは、審査委員の合計評価点が最高得点である企画提案者を、当該事業を行う者となるべき候補者（以下「事業実施候補者」という。）として特定する。
- イ 合計評価点の最高得点を取得したものが２者以上である場合は、評価項目①「P P A による太陽光発電設備及び蓄電池の設備容量」の得点の高い者を事業実施候補者とする。さらに得点と同じである場合は、くじ引きにより事業実施候補者を特定する。
- ウ 事業実施候補者が辞退を申し出た場合や、失格事項に該当した場合は、次順位の企画提案者を事業実施候補者とする。
- エ 合計評価点が一定の水準（200点満点中120点以上）に満たない場合は、事業実施候補者として特定しない。
- また、評価が極端に低い、又は提案のない評価項目が1つでもある場合も、合計評価点に関わらず、事業実施候補者として特定しない。
- オ 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、事業実施候補者を特定する。

（３）評価結果の通知

評価結果は、評価結果通知書により通知する（令和8年12月上旬送付予定）。

1 4 事業実施候補者特定後の協議・協定締結等

（１）協定の締結

本市は、企画提案書等の内容に基づき、協定を締結するものとする。なお、協議が整わない場合にあっては、次点事業実施候補者と協議の上、協定を締結することができる。

また、協定締結までの期間に、事業実施候補者が「5参加資格要件」を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

（２）現地調査等詳細確認

事業実施候補者は、企画提案内容を精査するため、候補施設について、現地調査を実施することができる。なお、詳細な日程については、評価結果の通知後、本市と事業実施候補者で協議するものとする。

（３）仕様等の協議

- ア 本市は、企画提案書等の内容に基づき、本業務の業務仕様等について事業実施候補者と協議し、その内容を決定することとする。
- イ 事業実施候補者は、アの協議が整い次第、改めて見積書を本市に提出するものとする。
この場合において、当該協議により対象業務が増減した場合は、対象業務の増減に伴う費用を反映した額を見積書に記載するものとする。
- ウ この協議は事業実施候補者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は事業実施候補者の負担とする。

1 5 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された参加資格確認申請に係る書類及び企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。なお、選定後に次のいずれかに該当していたと判明した場合も同様とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (6) その他不正行為があったと市が認めた場合

1 6 その他の留意事項

- (1) 本手続に係る書類の作成において、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等及び企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が必要と認める場合には、市はその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。
- (4) 事業実施候補者の特定後、業務を進めるに当たり、本市の申出による変更など、事業実施候補者の提案内容から大幅な変更が生じた場合、本市と協議するものとする。
- (5) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 本業務の取組状況や成果については、本市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (7) 本市の担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (8) 本市が提供する資料等は、本提案公募の参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (9) 本提案公募に係る情報公開請求があった場合は、和歌山市情報公開条例（平成5条例第33号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (10) 本募集要領に定めのない事項については、本市が別途定める規程等によるものとする。
- (11) 他に行っている業務と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、和歌山市脱炭素先行地域計画終了（2030年度末）後5年間保管すること。

- (1 2) 事業実施候補者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (1 3) 本要領に定めない事項については、事業実施候補者選定後、本市と協議を行うものとする。